

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

総務文教委員会記録

平成 26 年 3 月 3 日 (月)

全 員 協 議 会 室

11 時 26 分 ～ 11 時 42 分

(委 員) 佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

(議 長・委員外議員)

原田議長、澁谷議員、平石議員、西村議員、笹田議員、芦谷議員、西田議員

(執行部・総務文教委員会 所属管理職)

久保田市長

〔総 務 部〕 牛尾総務部長、植田総務部次長、古森人事課長

〔企画財政部〕 埴企画財政部長、細川企画財政部次長

〔弥栄支所〕 森下自治振興課長

(事務局) 下間書記

【議 題】

1. 同意第 3 号 浜田市副市長（弥栄自治区長）の選任について

全会一致同意

【議事の経過】

(開議 11 時 26 分)

- 佐々木委員長 　ただ今より総務文教委員会を開催します。
出席委員は 8 名全員で、定足数に達していますので、ただちに委員会を開きます。
委員会の様子は庁内 LAN で配信もされておりますので、必ずマイクを使用してください。
質問、答弁は挙手の上、私から指名の後に簡潔明瞭にお願いします。
それでは、審査に入ります。
本日、本委員会に付託された案件はレジュメにあります市長提出議案が 1 件です。
議案について質疑を行い、質疑終了後、執行部退席の後に採決を行う流れとします。
　「議題 1 同意第 3 号 浜田市副市長（弥栄自治区長）の選任について」を議題とします。
- 久保田市長 　執行部から補足説明はありませんか。
佐々木委員長 　ございません。
森谷委員 　委員から質疑はありませんか。
　はい。あの、人に対して文句というか、異議があるわけではないのですが、どうも、どうも支所長が退任したらそのまま自治区長にというように流れが決まっているように見えるのですが、その辺の流れと適任だということでの選任するという基準、ところてん式でないという基準についてうかがいます。
- 佐々木委員長 　一応、地域協議会の選考ということではありますが、答弁があればお願いします。
- 企画財政部長 　結果的にそういった形になっているかと思いますが、地域協議会の中で推薦するというのは非常に重たい事案です。その地域の中でその地域のことを最も経緯、経過をわかっている人材を選出するというので、そうなりとやはり行政の経験者、またはそういったところで選ばれる可能性が非常に高いと思われまので、結果的にこういう支所長が区長に推薦されるという形になっているかと思われま。
- 森谷委員 　はい、わかりました。そうですね、委員会とか地域協議会とかが決定したということで、何て言いますかね、正統性がもたされるということが多いのですが、その中身がいまいち不透明感がありますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思ひます。以上です。
- 佐々木委員長 　他にありませんか。
江角委員 　今回の選任につきましては、前自治区長が辞表を出された、辞任をされたことでこうして新たな自治区長の選任ということが提案をされているわけですが、9 月 9 日までが任期だったように思ひます。で、先ほどの答弁もありましたが、私たちが 4 年間の任期ということで同意をしてきましたし、それから、地域協議会も同じようにそういう形で選任をされてきたのだらうと思ひます。で、その意味からして地域協議会としてこのたびの辞職、新たな自治

区長の推薦、これについての議論がどのようにされてきたのかというのは非常に大きいのだと思いますが、そういった点についての把握がありませんでしょうか。なかなか、一身上の都合といわれれば、どうか、聞きにくい面もあるのですが、実際には今から一番自治区制度、10年以降どうするのか。これについて自治区にも行かれて、しっかり議論していこうという時にこの辞表が出されたということについては、私どもも同意した意味合いからして、非常に重たく受け止めていますので、そういったところで把握されているところがありましたらお示しいただきたいと思います。

佐々木委員長
弥栄支所
自治振興課長

答弁ができればお願いします。

はい。地域協議会のところではすでに辞意を固められてそれからその諮問に対して、初めてその地域協議会の方でその諮問をいただいたというところで、そこから選考が始まったところですが、特にその一身上の理由をさらに原因といたしたところは地域協議会では議論はいたしておりません。

江角委員

あの、これから自治区長制度がどうなるかはわかりませんが、一応、自治区長ということで、名称は自治区長ですが、実際には副市長というポストです。呼称条例をもって、自治区長にしておりますが、その意味で副市長が途中で辞任されるということは非常に重たいのではないかなと私は受け止めております。その意味で先ほども森谷委員からできましたように、当初は地域協議会から推薦をされて、副市長であり、自治区長を推薦し、選任していくという行為はもっと違う人が出てくるのかなという私たちも当初から思いをもっていました。だんだんといわれるように支所長が自治区長に移行していくというような形になっていることが、一体どうなのかなという意味合いも感じておりますので、先ほど聞きました自治区長だから、弥栄の自治区の問題だということではなくて、副市長という位置としてのこの人事の問題をですね、少しきちんととらえていただきたいと思ひますし、その点についてのお考えが市長にありましたらおうかがいしておきたいと思ひます。

久保田市長

はい。あの今回の弥栄自治区長の選任については先ほど課長から申しましたが、一身上の理由ということで、理由については承知しておりません。そこから先に地域協議会で協議をされてこのたび山根氏の推薦があったということです。そこでまあ、ご議論いただきたいと思ひます。今、委員からご指摘のありましたあるいは森谷委員からもその前にありましたが、このところずっとみんな支所長がなっているではないかというようなご指摘があります。実は先般の一般質問でも申し上げましたが、26年度、自治区制度の見直しの議論をさせていただきます、いくつか想定されている課題の一つにこの自治区長制度、自治区長をどう考えるのか、あるいは地域協議会についても考えないといけないという5項目だったのですかね。論点。5項目ほど論点をあげさせていただいておりますが、その議論の中でですね。またいろいろ皆さんと議論をさせていただければと。あるいは市民の皆さんの声もお聞きしてみたいと。このように考えているところです。

江角委員

私も今回提案されている山根さんが不適格だとかいうことで意見をもうし上げているのではありませんので、誤解のないようにその点だけは申し上げておきたいと思ひます。以上です。

佐々木委員長

他に質疑はありませんか。

森谷委員

あの、協議会とか私は委員会というところで直面するのですが、市役所側が説明しなくてもいいんですね。委員会が決定したことには。ということで、どうも、なんていうか、言い訳ですね、そういうことで使われているような面もあるんですね。で、委員会に聞こうとしても委員会がなくなっていたりとか、協議会もそういうブラックホールみたいなどころがありますので、またそこについては、人事異動もかねますので、支所長というのは3月に異動すれば、ずるずるずるっと迷惑はかからないのですが、異動時期でないところで異動されますと、人事異動にも影響しますので、どうせなら、情けない決定なのですが、支所長の上位ポストが自治区長であり、人事異動の対象内だというように決めてしまう方がすっきりするのではないのでしょうかね。迷惑ではないのでしょうかね。違うところで任期が切れると。そして支所長が繰り上がるということは非常に迷惑な話だと思います。市役所全体についてもね。以上。

総務部長

私はこの自治区制度ができたときの合併協議会の、特にこういう自治区制度に係る部分の一員でしたので、そういうことも踏まえて制度的な面でお話をさせていただいておいた方がよいと思いますので、よろしくお願ひします。この自治区制度を制定される中でこの自治区長というの大きなウエイトを占めておられまして、これは地域の特色ある発展とかそうしたことの観点からこの自治区長は必要であるというようにまず議論されました。その中で、その自治区長とはどういう職位、職責等を踏まえて根拠をどこに求めるかという中で浜田市の条例にも書いてありますように、まずは地方公務員法の第3条にもとづく特別職にしようというのがまずありました。で、議論の中ではその特別職の中でも常勤的な特別職であるべきだということで、副市長制度、いわゆる自治法にもとづく副市長の制度を活用してやっていこうと。だから副市長条例の中に副市長と4つの自治区長が列記されていて、この区長と副市長を兼ねるんだというようになっています。ということで、まずは、現時点の制度の中では副市長制度を利用して自治区長制度をしようということで、合併協議会で議論されて成立されている内容であること。かつ、その副市長の前に自治区長を選定する意味合いで地域協議会で推薦された方を推薦するという制度ですので、そうした現時点での制度を肯定する以上はそうした経緯があるということを理解して対応せざるを得ないということをおもっています。したがって、人事の観点で、たまたま支所長さんから、自治区長とかいうことで、全体の人事にも影響しますが、それは結果論として、まず、自治区長、そのための副市長の議決がどうかということで、生じたものだと考えていますので、後で出てくる支所長とか、それに伴う連動した人事というのはこれはやむを得ないというようにおもっています。当然、副市長制度を利用している以上は本来の副市長でも、当然、自分の事情によって、退職願いを提出、20日前に提出されて退職されるということは理論上あるわけですので、そうしたときは、それがたまたま結果的には区長で支所長に連動していたという、これは結果論だと思いますので。制度そのものをどういふように見直されるかというのは、今後のことですが、現時点では結果論としてやむを得ない状況だと思います。

森谷委員

まあ、お答えは公務員として完璧だと思いますが、大きく鳥の目を見た場

合にどう考えても不自然さが残ることだけは、牛尾さんもおわかりだと思
うんですよね。そこら辺、すりあわせる必要があると思いますね。そうしな
いと、皆さんがクリーンだというように思えないですよね。そういう理屈で完
璧な説明をされてもね。以上です。終わります。

佐々木委員長

はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

それではないようですので、以上で質疑を終了します。ここで執行部の皆
さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

《執行部退席》

それでは、続いて、委員の皆さんは採決に入ります。

「同意第3号 浜田市副市長(弥栄自治区長)の選任について」同意すべ
きものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で同意すべきものと決しました。

それでは以上をもちまして議案の審査については終了します。これから正
副で委員長報告を作成します。本日は非常にタイトな時間で進んでおりますの
で、委員長報告作成については正副にご一任いただければと思いますが、いか
がでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

それではご一任をいただいて、委員長報告を作成したいと思います。それ
では、以上をもちまして総務文教委員会は終了いたします。お疲れ様でした。

(閉議 11 時 42 分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

総務文教委員会 委員長

佐々木 豊治 ⑩